（旅館業法及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正）

第五条　次に掲げる法律の規定中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二章」に改める。

一　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第八条第四号

二　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）別表第四十六号

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正）

第六条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号ホ及び第三十一条の八第五項中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改める。

第三十五条及び第三十五条の二中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第七条」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第七条第二項から第八項まで」に改める。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第七条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第四号中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」の下に「、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）」を加える。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第八条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第七十号中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に、「第七条第四項から第六項まで」を「第七条第六項から第八項まで」に改める。

（犯罪被害者等基本法の一部改正）

第九条　犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第二号中「監視する」を「監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べる」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　谷垣　禎一
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年六月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第八十号

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律

マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

マンションの建替え等の円滑化に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第四条）

第二章　マンション建替事業

第一節　施行者

第一款　マンション建替事業の施行（第五条）

第二款　マンション建替組合

第一目　通則（第六条―第八条）

第二目　設立等（第九条―第十五条）

第三目　管理（第十六条―第三十七条）

第四目　解散（第三十八条―第四十三条）

第五目　税法上の特例（第四十四条）

第三款　個人施行者（第四十五条―第五十四条）

第二節　権利変換手続等

第一款　権利変換手続

第一目　手続の開始（第五十五条・第五十六条）

第二目　権利変換計画（第五十七条―第六十七条）

第三目　権利の変換（第六十八条―第七十八条）

第四目　施行マンション等の明渡し（第七十九条・第八十条）

第五目　工事完了等に伴う措置（第八十一条―第八十九条）

第二款　賃借人等の居住の安定の確保に関する施行者等の責務（第九十条）

第三款　雑則（第九十一条―第九十六条）

第三節　マンション建替事業の監督等（第九十七条―第百一条）

第三章　除却する必要のあるマンションに係る特別の措置

第一節　除却の必要性に係る認定等（第百二条―第百五条）

第二節　マンション敷地売却決議等（第百六条―第百八条）

第三節　買受人（第百九条―第百十四条）

第四節　区分所有者等の居住の安定の確保に関する国及び地方公共団体の責務（第百十五条）

第四章　マンション敷地売却事業

第一節　マンション敷地売却組合

第一款　通則（第百十六条―第百十九条）

第二款　設立等（第百二十条―第百二十四条）

第三款　管理（第百二十五条―第百三十六条）

第四款　解散（第百三十七条・第百三十八条）

第五款　税法上の特例（第百三十九条）

第二節　分配金取得手続等

第一款　分配金取得手続

第一目　分配金取得手続開始の登記（第百四十条）

第二目　分配金取得計画（第百四十一条―第百四十六条）

第三目　分配金の取得等（第百四十七条―第百五十四条）

第四目　売却マンション等の明渡し（第百五十五条）

第二款　雑則（第百五十六条―第百五十九条）

第三節　マンション敷地売却事業の監督等（第百六十条―第百六十三条）

第五章　雑則（第百六十四条―第百六十九条）

第六章　罰則（第百七十条―第百七十九条）

附則

第一条中「マンション建替組合の設立、権利変換手続による関係権利の変換、危険又は有害な状況にあるマンションの建替えの促進のための特別の措置等マンションの建替えの円滑化等に関する措置を講ずる」を「マンション建替事業、除却する必要のあるマンションに係る特別の措置及びマンション敷地売却事業について定める」に改め、「確保」の下に「並びに地震によるマンションの倒壊その他の被害からの国民の生命、身体及び財産の保護」を加える。